

霜出小学校創立 140 周年事業 趣意書

明治 13 年 12 月—

西南戦争の余韻が地域に残る時代。

旧庄屋所の跡地に霜出小学校は開校しました。

時は流れ、大正8年に現在の場所に移って以来、

地域に支えられながら、子どもたちを育ててきたこの学校は、

昭和、平成、令和といくつもの時代を経て、今年で創立 140 年を迎えます。

今ここで学ぶ子どもたちと、支えてくださる地域の皆様とともに、

この一つの節目を祝い、次の大きな節目に向けた第一歩を踏み出すために

ささやかながら、140 年の重みを感じる1年にしたいと思います。

企画書

- | | | |
|---------|--------------------------------|-------------------------|
| 1 実行委員会 | 実行委員長 | 峯 苜 真 (平成 29 年度PTA会長) |
| | 実行委員 | 上之 進一(平成 30 年度PTA会長) |
| | | 霜出 智寛(令和 元年度PTA会長) |
| | 事務局員 | 令和2年度 PTA総務部 |
| 2 事業内容 | (1) 正門前に横断幕を設置 | |
| | (2) 人文字を空撮して、オリジナル下敷きを作成し児童へ配布 | |
| | (3) 創立 140 周年を冠する行事の実施 | |
| 3 財源確保 | 特別会計 | 今年度は、空き瓶回収を夏と冬の2回実施します。 |
| | 寄付金等 | 一口 1,000 円から受け付けます。 |
| | | 返礼記念品の授与や氏名掲示は行いません。 |

みなさまのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

令和2年4月 17 日

霜出小学校創立 140 周年事業 実行委員会

霜出小学校創立 140 周年事業実行委員会規約

- 第 1 条 この会の名称は、霜出小学校創立 140 周年事業実行委員会といい、事務局を霜出小学校におく。
- 第 2 条 この会の目的は、霜出小学校創立 140 周年事業の企画・運営に関する事務を達成するための諸活動を行うものである。
- 第 3 条 この会の委員は、次に挙げる者で構成し、全て無報酬とする。
- 1 霜出小学校 P T A 総務部
 - 2 霜出小学校 P T A 会長経験者（平成 29 年度以降）
 - 3 その他、霜出小学校 P T A 会長が必要と認めた者
- 第 4 条 この会に、委員長、事務局員をおく。
- 1 委員長は、委員の中から霜出小学校 P T A 会長が委嘱する。
 - 2 事務局員は、霜出小学校 P T A 総務部委員とする。
- 第 5 条 霜出小学校創立 140 周年事業の実施に伴う経費及び、事業への寄付金等の収支は霜出小学校 P T A 特別会計をもって充てる。

附則

この規定は、令和 2 年 4 月 17 日から施行し、令和 3 年 3 月 31 日に廃止する。この会の組織は、令和 3 年 4 月 1 日から霜出小学校創立 150 周年事業準備委員会へと切り替わる。

霜出小学校創立 150 周年事業準備委員会規約

- 第 1 条 この会の名称は、霜出小学校創立 150 周年事業準備委員会といい、事務局を霜出小学校におく。
- 第 2 条 この会の目的は、霜出小学校創立 150 周年事業実行委員会の発足までの間、年に 1 回程度、その準備に向けた連絡調整を図るものとする。
- 第 3 条 この会の委員は、次に挙げる者で構成し、全て無報酬とする。
- 1 霜出小学校 P T A 総務部
 - 2 霜出小学校 P T A 会長経験者（平成 29 年度以降）
 - 3 その他、霜出小学校 P T A 会長が必要と認めた者
- 第 4 条 この会に、委員長、事務局員をおく。
- 1 委員長は、委員の中から霜出小学校 P T A 会長が委嘱する。
 - 2 事務局員は、霜出小学校 P T A 総務部委員とする。
- 第 5 条 この会の運営には財源を伴わない。霜出小学校創立 150 周年事業の準備のための経費及び寄付金等の収支は、霜出小学校 P T A 特別会計をもって充てる。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日に廃止する。この会の組織は、令和 10 年 4 月 1 日から霜出小学校創立 150 周年事業実行委員会へと切り替わる。